四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県

二　地域再生計画の名称　「働いて良し」を実現する人材の還流確保と働き方改革

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　天理市及び奈良県磯城郡川西町

二　地域再生計画の名称　働き方改革による、安心して産み・育て・働けるまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　天理市及び奈良県磯城郡川西町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県生駒郡三郷町

二　地域再生計画の名称　地域特性や地域資源を活用した新たなまちづくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県生駒郡三郷町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県生駒郡斑鳩町

二　地域再生計画の名称　世界遺産「法隆寺」のある斑鳩の歴史的資源を生かした創業促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県生駒郡斑鳩町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県高市郡高取町

二　地域再生計画の名称　高取町　漢方を活かしたメディカルツーリズムの推進

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県高市郡高取町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県北葛城郡上牧町

二　地域再生計画の名称　多世代交流を核とした生涯活躍のまち構想

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県北葛城郡上牧町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県北葛城郡王寺町

二　地域再生計画の名称　王寺町子育てママ就労促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県北葛城郡王寺町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県北葛城郡広陵町

二　地域再生計画の名称　家族のかたちがココに～広陵Ｃｏｕｎｔｒｙプロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県北葛城郡広陵町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県北葛城郡広陵町

二　地域再生計画の名称　「活力あふれるまちづくり」ブランド戦略展開事業

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県北葛城郡広陵町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）